

重複服薬を見直しましょう

薬と健康の週間 10月17日～23日



重複服薬とは

複数の医療機関で診察を受け、それぞれの医療機関で同じ効能の薬が処方されて服用することです。

重複服薬するどんなるの
薬が効きすぎて身体への負担が大きくなるなどの副作用が生じたり、医療費の負担が大きくなったりします。

重複服薬を防ぐために

お薬手帳を持っている人は、受診時に活用しましよう。お薬手帳の内容をもとに、医師や薬剤師が重複服薬や副作用が起きないかなどをチェックしてくれます。

ただし、お薬手帳は病院や薬局とともに使い分けるのではなく、1人1冊にまとめることが重要です。お薬手帳が複数あると情報が分散してしまい、医師や薬剤師が正確に判断することが難しくなります。

また、かかりつけ医を持つと安心です。かかりつけ医は、日頃の健康状態や病歴を把握しているため最適な判断ができます。病気のときはまず、最初にかかりつけ医に相談しましょう。

薬のことで気になったら

薬の副作用や服用している量、重複服薬など気になることがある場合は、医師や薬剤師に相談しましょう。

飲み忘れた薬があつたら

お薬手帳と一緒に薬局へ持つていつください。薬剤師が薬を確認し、処方された薬と調整できる場合があります。調整して処方された薬が減ると薬代も少なくなります。

中古自動車の売却トラブルに注意!

相談事例

車を処分するため、中古車売却の一括査定サイトに登録すると、

6社が見にきた。もつとも高額で引き取ってくれる買い取り業者に決め、手続きを進めるうち、相手の対応に不満を持ったので、1週間後に「解約したい。」と買い取り業者に伝えた。すると、「契約は成立している。解約するなら解約料10万円が必要。」と言われた。まだ車も引き渡していないし、損害は発生していないと思う。解約料は払いたくない。クーリング・オフはできないのか。

◆困ったときは、消費生活センター、もしくは、車買取りの事業者団体である一般社団法人日本自動車購入協会の消費者相談窓口（☎0120(93)4595）に相談しましょう。

ホットな消費者ニュース 249



●問い合わせ先

市消費生活相談（予約不要）

平日 午前9時半～正午

午後1時～4時半

市消費生活センター（市役所新館4階） ☎(580)1968

消費者庁消費者ホットライン

土・日曜日、祝日

午前10時～午後4時

☎188(局番なし)

●問い合わせ先

生活安全課

☎(580)1897

◆車の売却に、特定商取引法によるクーリング・オフは適用されません。査定の場で急かされて

も、冷静に考えましょう。
契約後は、原則として契約書の内容に従うことになります。解約料の金額や、いつ発生するのかを確認しておきましょう。